

調査報告書

令和5年7月27日（木）

上尾市いじめ問題調査委員会

第1 上尾市いじめ問題調査委員会設置に至る経緯

上尾市立■■■中学校（以下、「■■■中学校」という。）3年■■■組に在籍する女子生徒■■■（以下、「被害生徒」という。）は、令和4年5月24日、担任教諭に、■■■中学校3年■■■組に在籍する男子生徒■■■（以下、「加害生徒」という。）からいじめを受けていること（以下、「本件いじめ行為」という。）について相談した。その後、同年6月9日から被害生徒の不登校が始まったことから、■■■中学校は、「上尾市立■■■中学校いじめ調査委員会」において本事案をいじめ重大事態として対応することとし、令和4年10月17日付の「上尾市立■■■中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」を作成し、被害生徒の保護者に提示した。

しかしながら、被害生徒の不登校状態は一向に改善されず、また、被害生徒及びその保護者が■■■中学校の対応に強い不信感を訴え、第三者委員会の設置を求めたことから、上尾市教育委員会の判断により、「上尾市いじめ問題調査委員会」（以下、「当委員会」という。）において本事案を再調査することとなった。

第2 当委員会における調査の経緯

1 調査の目的

当委員会における本事案の調査の目的は、被害生徒が加害生徒から受けた本件いじめ行為の内容、不登校の原因、本事案におけるいじめ再発防止や不登校解消に向けた学校及び教育委員会の対応等に関する事実関係を明らかにするとともに、これらの調査結果を踏まえて、今後のいじめ再発防止や学校及び教育委員会の対応のあり方についての提言を行うことである。なお、民事・刑事上の責任追及は、当委員会の調査目的ではない。

2 調査の基本方針

当委員会は、いじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、第三者性を重視し、公平・中立を旨として調査を進めることを基本方針とする。

3 委員会の開催

当委員会は、以下の日程で6回にわたって委員会を開催し、調査の目的・基本方針や調査対象・方法の検討・確認、既に行われた調査結果の報告・検証、調査報告書の内容確定等について議論を重ねた。

- ① 令和4年11月 7日 午前10時～午前11時31分
- ② 令和4年11月30日 午後5時30分～午後7時20分
- ③ 令和5年 1月11日 午後6時～午後7時20分
- ④ 令和5年 2月 2日 午後6時30分～午後7時51分
- ⑤ 令和5年 4月11日 午後6時30分～午後8時04分
- ⑥ 令和5年 5月10日 午後7時～午後7時50分

4 調査対象及び方法

(1) 学校及び被害生徒側から提出された以下の書類の分析

① 〈様式B〉児童生徒のいじめに係る報告書（速報概要）

（令和4年6月24日付・ 中学校 教頭作成）

②加害生徒が被害生徒に行っていたいじめ行為の時期及び内容を自認した書面

（令和4年7月1日付・加害生徒及び加害生徒の両親作成）

③ 〈様式C〉児童生徒のいじめに係る報告書（速報詳細）

（令和4年7月19日付・ 中学校 教頭作成）

④いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）

（令和4年7月29日付・上尾市教育委員会教育長作成）

⑤児童生徒事故について（報告）

（令和4年8月31日付・上尾市教育委員会教育長作成）

⑥「連絡書」と題する書面

（令和4年9月15日付・加害生徒代理人弁護士作成）

⑦「連絡書」と題する書面

（令和4年10月4日付・加害生徒代理人弁護士作成）

⑧被害生徒の診断書

対象者：

ウ. 令和4年12月19日午後6時15分～午後7時05分

対象者：

エ. 令和4年12月20日午後4時48分～午後5時40分

対象者：

オ. 令和5年1月10日午後3時35分～午後4時43分

対象者：

⑤関係生徒6名（面談による聴取）

ア. 令和4年12月8日午後3時27分～午後4時20分実施

対象者：

イ. 令和4年12月20日午後4時～午後4時20分

対象者：

ウ. 令和4年12月21日午後3時20分～午後3時40分

対象者：

エ. 令和5年1月11日午後3時10分～午後3時21分

対象者：

第3 調査結果に基づいて当委員会が認定した事実

1 加害生徒の被害生徒に対するいじめ行為について

(1) 被害生徒と加害生徒とは、幼稚園は別々であったが、通う小学校が同じであり、家が近所で下校班も同じであったことから、小学1年生からの知り合いである。

小学5年生になり、加害生徒は、下校時に、被害生徒のランドセルを引っ張ったり叩いたりという乱暴を不定期にするようになった。また、被害生徒は、小学6年生の時に、加害生徒宅において、加害生徒から腹部を殴打されたこと

もあった。

(2) 被害生徒及び加害生徒は共に■■■中学校に入学したが、令和3年9月(中学2年生の2学期)以降、加害生徒は被害生徒に対し、登下校時に被害生徒のリュックを急に引っ張ったり、下校時に被害生徒の背中・肩・腹部を強く殴打したりする暴力を不定期に繰り返すようになり、特に、以下のようないじめ行為(以下、「本件いじめ行為」という。)を行った。

①中学2年生の2学期、下校時に、被害生徒の跡をつけたり、被害生徒を待ち伏せしたりすることを不定期に繰り返した。

②中学2年生の2学期、下校時に、被害生徒のリュックを引っ張って道路に倒した。

③中学2年生の2学期、下校時に、被害生徒の後ろから襟を引っ張って首を締め付けた。

④令和3年11月28日午前8時40分頃から午前8時47分頃にかけて、被害生徒の携帯電話に、別紙「わいせつメールの内容」記載のわいせつな内容のクイズ(なぞなぞ)形式のメールを送りつけたうえ、被害生徒に対して「誰にも言うな」と口止めした。

⑤令和3年12月ころ、放課後に、被害生徒宅駐車場において、被害生徒に腕立て伏せを強要したうえ、被害生徒をフェンスに押しつけて腹部を殴打し、その殴打した拳を被害生徒の胸部に移動させた。

⑥令和4年5月23日、下校時に、■■■中学校3年■■■組に在籍する男子生徒■■■の左腕をつかみ、その左腕で被害生徒の脇腹を殴打したうえ、「明日の集団下校は殴り放題だ。」と言った。

2 本件いじめ行為を■■■中学校が認知した経緯

(1) 令和4年5月24日、被害生徒の所属する3年■■■組の担任教諭■■■(以下、「■■■教諭」という。)は、被害生徒から、加害生徒から跡をつけられたり叩かれたりするという相談を受けたため、中間テスト終了後の同月31日、被害生徒から詳しく話を聞き取った。この際に、■■■教諭が被害生徒から聞き

取ったいじめ行為の内容は以下の通りであり、概ね、本件いじめ行為の内容と同一である。

- ①後ろから叩いてきて、体勢を崩すと「体幹弱いな」と言われる。
 - ②下校途中、リュックを後ろから引っ張られて倒される。
 - ③下校途中、リュックを引っ張られる。被害生徒の家の駐車場で、「腕立てやろう」「一緒に走るぞ」など言い腕立てをやらされた。その後、服を引っ張られ、腹のあたりを2回パンチされる。
 - ④2学期頃に身体に触れてきた。被害生徒は「触らないで、気持ち悪い」と伝える。
 - ⑤2学期頃に性的な内容のメールが送られてくる。
 - ⑥3学期に入り、近所の友人と一緒に帰るようになる。友人からは、何かあったら逃げた方がいいと言われる。その頃から加害生徒に対して怖いという感情を持つ。
 - ⑦3年生になってから、加害生徒が教室のドア越しに話しかけてくる。
 - ⑧令和4年5月20日（金）下校時、4名の生徒が一緒になり、加害生徒がそのうちの1名の手を取り被害生徒のことを殴らせる。その時、加害生徒は「集団下校は殴り放題」などと言う。被害生徒は怖い・気持ち悪いと感じる。この聴き取りの際、被害生徒は■■■■教諭に、「今後部活動がなくなってから下校時間が一緒になるときが心配である。」「仕返しがあるんじゃないかと思うと怖い。」「加害生徒とは一切かかわりたくない。」などと述べたため、■■■■教諭は被害生徒に、今後のことを含め、家に帰って今日話したことを親にも話すことを約束させて下校させた。
- (2) ■■■■教諭は令和4年6月2日、被害生徒とこれからどうしていくか話をしたところ、被害生徒は「相手にちゃんと伝えてほしい。指導してほしい。」と述べた。
- (3) ■■■■教諭が被害生徒から聴取したいじめ行為の内容は、令和4年6月6日、■■■■中学校において週1回■■■■開催されている「生徒指導委員会」

において報告され、本件いじめ行為が学校側に正式に認知されることとなった。その上で、管理職から事実関係をはっきりさせるよう担任教諭らに指示が出されたが、本件いじめ行為だけを単独で取り扱う「いじめ問題対策支援チーム」の緊急会議が開催されることはなく、その後も、生徒指導委員会における報告以外に本件いじめ行為だけを単独で取り扱う「いじめ問題対策支援チーム」の会議が開催されることはなかった。

3 本件いじめ行為認知後の[]中学校等の対応

- (1) []教諭は令和4年6月6日、被害生徒の母親と電話で話をした際、別紙「わいせつメールの内容」記載のわいせつな内容のクイズ(なぞなぞ)形式のメールがまだ被害生徒の携帯電話に保存されているという話を聞いたため、同月7日、被害生徒から携帯電話を預かり、保存されていたメールの内容を記録した。
- (2) 令和4年6月9日、3学年主任の[]教諭(以下、「[]教諭」という。)、加害生徒の所属する3年[]組担任の[]教諭(以下、「[]教諭」という。)及び[]教諭の3名で加害生徒から本件いじめ行為についての事情を聴取したところ、加害生徒は、[]教諭が同年5月31日に被害生徒から聞き取ったいじめ行為をしたことを認めたため、同教諭らは加害生徒に、本件いじめ行為は犯罪であり、暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、今後被害生徒とは一切かかわらないことを約束させた。
- (3) []中学校は、本件いじめ行為について、月例のいじめに係る報告書様式Aにて令和4年6月末に報告をしようと準備していたが、同月9日以降、被害生徒の不登校状態が継続し、状況が改善しないことから、月末を待たずに同月24日、様式Bとして上尾市教育委員会に本件いじめ行為認知の報告を行った。
- (4) 令和4年7月1日の放課後、[]中学校に被害生徒の両親、加害生徒本人、加害生徒の両親、[]教頭(以下、「[]教頭」という。)、[]教諭、3学年生徒指導担当の[]教諭、[]教諭及び[]教諭が集まって話し合いを行った。その席で、加害生徒は被害生徒の両親が用意した用紙に自分が

行ったいじめ行為の内容を記載するなどして改めて本件いじめ行為をしたことを認めるとともに、加害生徒の両親とともに、被害生徒の両親に謝罪した。

その際、■■■■中学校は被害生徒側に、カウンセリングの実施を勧めるなどした。

この話し合いを受けて、■■■■中学校の管理職は、本件いじめ行為の内容についての調査は完了したものと認識し、その後、本件いじめ行為の内容に関する調査は行っていない。

また、■■■■中学校の管理職は、本件いじめ行為が犯罪に該当するものであるとの認識に至りながらも、また、令和4年7月8日には上尾市教育センターから、被害生徒側が警察に被害届を出そうと考えている旨の連絡を受けたにもかかわらず、速やかに学校側から本件いじめ行為について警察に通報するという対応をとることはなかった。

(5) 令和4年7月11日、被害生徒及びその保護者は上尾警察署に本件いじめ行為について相談に出向いた。その日のうちに、上尾警察署から■■■■中学校に連絡があり、その際に、もしものためにスマホ110番（ワンタッチ通報アプリ）を登録した旨の報告があった。そこで、■■■■校長（以下、「■■■■校長」という。）は、被害生徒が登校する際にスマートフォンを学校に持ち込むことを許可することとした。

(6) その後も被害生徒の不登校状態が継続していたため、令和4年7月14日、被害生徒の両親、加害生徒の両親、■■■■校長、■■■■教頭、■■■■教諭、■■■■教諭及び■■■■教諭が集まり、被害生徒の不登校を解消するための話し合いがなされた。この話し合いのあと、加害生徒の両親から■■■■中学校に、同月16日の土曜日から当面の間、加害生徒に登校を自粛させ、オンラインで授業に参加することとしたい旨の申し入れがあり、■■■■中学校はこの申し入れを受け入れて加害生徒の登校自粛を開始した。

(7) 令和4年7月15日、■■■■中学校の管理職は、被害生徒が本件いじめ行為によって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると判断したた

(11) 夏休み前の最後の生徒指導委員会は、令和4年7月4日に開催されたが、その後、[]中学校において本件いじめ行為について議論されたのは、夏休み明けの最初の生徒指導委員会が開催された同年8月29日になってからであった。この生徒指導委員会において、[]校長は、本件いじめ行為について、同年7月15日にいじめ重大事態に認定した旨報告し、[]中学校に「上尾市立[]中学校いじめ調査委員会」が立ち上がることとなったが、その後も、[]に開催される生徒指導委員会以外の場で本件いじめ行為について議論されることはなかった。

(12) 被害生徒は、夏休み明け以降、母親とともに保健室に登校し、僅かな時間保健室で過ごして早退するという状況が令和4年10月10日まで続いた。[]と[]が対応したが、被害生徒とは雑談程度の話ができただけで、本件いじめ行為について話をする機会はなく、被害生徒の不登校解消に向けた積極的な関わりを持つことはできなかった。

また、前述の通り、[]中学校側からは、被害生徒本人及び被害生徒の両親の心のケアのためにカウンセリングの実施を提案していたが、被害生徒側の理解を得ることはできず、同月7日に被害生徒がさわやか相談室に1度だけ顔を出したことがあったものの、カウンセリングの実施には至っていない。

(13) 他方、スクールカウンセラーの[]は、令和4年9月20日、同年10月4日、同月18日、同年11月1日の4回にわたり、加害生徒及び加害生徒の母親を対象とした(11月1日は加害生徒の母親のみ)カウンセリングを実施した。

(14) []校長は、本件いじめ行為について、令和4年10月17日付の「上尾市立[]中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」を作成し、被害生徒の保護者に提示した。しかしながら、この報告書の作成に当たって「上尾市立[]中学校いじめ調査委員会」を開催して内容を議論したことはなく、管理職以外のメンバーに内容の確認を求めたこともなかった。

4 本件いじめ行為認知後の被害生徒及び加害生徒の状況

(1) 被害生徒は、令和4年5月24日に[]教諭に本件いじめ行為を申告した後、学校を休みがちになり、同年6月9日からは全く登校できなくなったまま夏休みを迎えることとなった。当時、被害生徒は、その両親に対して「泡になって消えたい」とまで述べる状況にあり、加害生徒と遭遇することに強い恐怖を感じ、家から出ることすらままならない状況が中学校卒業まで続いた。

(2) 加害生徒は、加害生徒の保護者からの申し入れにより、令和4年7月16日から登校を自粛し、夏休み明けも登校自粛は継続された。

被害生徒は、加害生徒が登校を自粛したこともあって、夏休みが明けた同年8月25日以降、母親に付き添われて保健室に短時間登校するということが同年10月10日まで続き、この時期なんとか学校に来ることはできていた。

しかしながら、[]

[] 同年10月14日から加害生徒の登校を再開する旨の [] を契機として、同月11日から被害生徒は再び不登校となった。

(3) 被害生徒は、令和4年10月1日に [] を受診し、現在まで通院を継続して投薬治療を受けている。医療法人 [] 医師 [] 作成の同月9日付け診断書には、傷病名として「心的外傷後ストレス障害」の記載があり、「フラッシュバック、強い抑うつ症状、不安症状を認める」とされている。

(4) 加害生徒は、令和4年10月14日以降、卒業するまで正常に登校したが、被害生徒は、保健室登校すらできなくなって以降は1度も学校に来ることができないまま卒業することとなった。

5 被害生徒が不登校となった原因について

被害生徒が不登校に至ったのは、中学2年生の2学期以降から激しくなった

加害生徒からの一連のいじめ行為により、加害生徒に対して恐怖心を抱いていたところ、更に令和4年5月23日の下校時に再び加害生徒から暴力を受けたうえ、「明日の集団下校は殴り放題だ。」と言われたことを直接的な契機として「心的外傷後ストレス障害」を発症し、加害生徒に対する恐怖心や加害生徒に遭遇するのではないかという不安感等から外出もままならなくなったことに起因するものと認められる。

第4 本いじめ重大事態に対する■■■■中学校及び上尾市教育委員会の対応の問題点

1 ■■■■中学校の問題点

(1) 本いじめ重大事態に対処する際の基本姿勢について

■■■■中学校としては、遅くとも令和4年7月1日までは、本件いじめ行為によって被害生徒が加害生徒に対する恐怖心や加害生徒に遭遇するのではないかという不安感等から外出もままならなくなったために不登校となっていることや、両親に対して「泡になって消えたい」とまで述べるほどに深く精神的に傷付いていること等を認識することが可能であったと考えられる。

そうであるとすれば、■■■■中学校としては、当初の段階から、どんなことがあっても加害生徒から被害生徒を徹底して守り通すという姿勢（以下、このような姿勢を単に「基本姿勢」という。）を堅持し、基本姿勢を言葉や態度によって被害生徒側に十分に伝えて■■■■中学校に対する信頼感を十分に醸成することに細心の注意を払うべきであった。その上で、加害生徒に対する恐怖心や不安感を除去するために、加害生徒側に対する調査・指導等の適切な対応を行い、そのような対応に関する情報を被害生徒側に適時・適切に提供することが、被害生徒の不登校状況の解消のために不可欠であったというべきである。

■■■■中学校は、同年6月9日に加害生徒から事情を聴取し、同年7月1日に被害生徒の両親からの提案により加害生徒側と被害生徒の両親とが面談する場を設け、その場で加害生徒が改めて本件いじめ行為を認め、被害生徒の両親に謝罪することとなった後は、加害生徒側からの申出に応じて加害生徒の登

校自粛を認めたり、加害生徒の

、被害生徒が登校する際にスマートフォンを学校に持ち込むことを許可する旨伝えたりする等、被害生徒の恐怖心等を和らげるための措置を行っている。しかしながらこれらの措置はいずれも被害生徒や加害生徒の保護者等からの申し出を受けてなされた対応であり、基本姿勢に基づいて学校が積極的・主体的に行った措置ではなかったため、被害生徒やその保護者が学校に「守られている」とは感じられない対応であったと言わざるを得ない。

中学校は、加害生徒が被害生徒以外の生徒に対しても同様のいじめ行為を行っていないか等を調査したり、スクールカウンセラー等を活用するなどして加害生徒が本件いじめ行為に及んだ原因について専門的知見を踏まえて究明し、その結果に応じたカウンセリングや教育的指導等を実施したり、被害生徒側の被害届を提出したいとの要望に沿って、上尾警察署に本件いじめ行為に関して相談し、学校としての対処方針を警察署と協議したりするなどの対応をとることはなかった。そのため、中学校は基本姿勢を持っていることを言葉や態度で被害生徒側に示すことができず、初期段階における被害生徒側からの信頼感の醸成に失敗したのである。このように、一旦、被害生徒側からの信頼感の醸成に失敗すれば、これを取り戻すことは極めて困難であり、現に、被害生徒側の中学校に対する信頼感は無であり、むしろ不信感が増幅している状況にある。

中学校のこのような初期対応の失敗は、同年6月9日及び同年7月1日に加害生徒が本件いじめ行為を行ったことを認め、被害生徒の両親に対して謝罪したことから、これでほぼ一件落着であり、あとは被害生徒が登校を開始すれば全て解決するものと安易に考えてしまったからである。被害生徒が加害生徒に対してどれほど強い恐怖心を抱いているのか、本件いじめ行為によってどれほど深く精神的に傷付いてしまったのかについての評価を完全に見誤ったことが大きな原因であると考えられる。中学校が、本件いじめ行為をいじめ重大事態に認定したこと等を被害生徒側に連絡しなかったこと、

夏休み中、被害生徒側に一切の連絡を取らなかったこと、本件いじめ行為についてスクールカウンセラーに速やかに報告し、対応を協議しなかったことなどはその端的な表れである。

確かに、加害生徒が本件いじめ行為を認めて反省の態度を示しており、また、被害生徒以外の生徒に対していじめ重大事態を引き起こしていたような事実も認められないことを踏まえれば、当委員会としても、令和4年7月初旬の時点において、必ずしも本件いじめ行為に関して警察署と緊急に連携を図らなければならない状況にあったとは思わない。しかしながら、■■■■中学校は本件いじめ行為が犯罪行為であると認識していたのであり、他方被害生徒側は加害生徒に対して強い恐怖心を抱いており、加害生徒の危険性を除去するためには刑事手続上の厳正な対応が必要であると考えていたのであるから、■■■■中学校としては、速やかに上尾警察署に本件いじめ行為に関して相談し、今後の学校側の対応等について警察署と協議した上、その結果を被害者側に連絡するなど、■■■■中学校が基本姿勢を持っていることを言葉や態度で被害生徒側に示すことが何よりも必要であったと考える。

(2) 本いじめ重大事態に対する杜撰な組織的対応について

以下に述べるとおり、■■■■中学校における「いじめ問題対策支援チーム」や「上尾市立■■■■中学校いじめ調査委員会」の本いじめ重大事態に対する「組織的対応」は極めて杜撰なものであったと断じざるを得ない。

ア 事実関係の調査について

令和4年度「上尾市立■■■■中学校いじめの防止基本方針」によれば、いじめに係る情報があった時には、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心理・福祉に関する専門的な知識を有する構成員（校長が必要に応じて依頼）を構成員とする「いじめ問題対策支援チーム」の緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握等を行うこととされている。

■■■■校長は、「上尾市立■■■■中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」において、令和4年6月6日、■■■■中学校は、被害生徒が本件により心理的苦痛を感じていることから、いじめと認知し、いじめ対策チームを設置して組織的な対応を開始したとしている。

しかしながら、前述の通り、被害生徒が本件いじめ行為を■■■■教諭に申告したのは同年5月24日のことであり、■■■■中学校は、速やかに「いじめ問題対策支援チーム」の緊急会議を招集して対応を協議し、聞き取り調査等を実施するなどの事実関係の調査に着手すべきであった。特に加害生徒からの事情聴取が同年6月9日まで2週間以上も全く行われなかったというような対応は遅きに失していると言わざるを得ない。

そもそも、■■■■中学校においては、毎週1回■■■■に開催されている「生徒指導委員会」が「いじめ問題対策支援チーム」及び「上尾市立■■■■中学校いじめ調査委員会」を兼ねてしまっており、本件いじめ行為に特化した会議を臨機応変に開催した形跡は全くない。また、「生徒指導委員会」において本件いじめ行為が議題とされる場合にも、管理職側の持つ情報や認識がメンバーに一方向的に伝えられるだけで、本件いじめ行為にどのように対応すべきかについて、各メンバーの専門的知識や経験に基づいた個別・具体的な議論が行われた様子はいかぬ。

更に、同年7月15日に本件いじめ行為がいじめ重大事態と認定され、「上尾市立■■■■中学校いじめ調査委員会」が立ち上がったことを管理職以外のメンバーが知ることになるのは、夏休み明け第1回目の「生徒指導委員会」が開催された同年8月29日になってからであり、加えて、スクールカウンセラーの■■■■が本件いじめ行為について認知したのは、同年9月8日にさわやか相談室相談員の■■■■から話を聞いたのが初めてであったというのである。

このような体制では、被害生徒側の心情や要望に寄り添ったきめ細やかな事実関係の調査などできるはずもない。

■中学校は、令和4年6月9日及び同年7月1日に加害生徒が本件いじめ行為を行ったことを認めたことから、これ以上の事実関係の調査は不要であると判断し、その後は事実関係の調査は一切行っていない。

確かに、本件いじめ行為の有無や内容に関する調査に限ってみれば、■中学校の対応に大きな問題はないとも考えられる。

しかしながら、被害生徒側は、加害生徒に対して強い恐怖心等を持っており、不登校状態を解消するためには、加害生徒に対する恐怖心を低下させることが必要であった。そのためには、被害生徒以外の生徒に対してもいじめ行為を行っていないかを確認したり、専門的知見を踏まえて本件いじめ行為を行った原因（理由）を究明し、その結果に応じた対応を検討したりする必要があったというべきである。そうすると、■中学校ないし上尾市立■中学校いじめ調査委員会における事実関係の調査が十分であったとはいえないし、また、■中学校が基本姿勢を持っていることを言葉や態度で被害生徒側に示すという観点からも不十分の誹りを免れないものである。

■校長が作成した令和4年10月17日付の「上尾市立■中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」によれば、本件いじめ行為を被害生徒が■教諭に申告したのは同年5月26日であるとされているが、これは同月24日の誤りであり、この誤りは、当委員会における調査活動の最終盤になって被害生徒側からの指摘によって明らかになったものである。本件いじめ行為を初めて認知した日という極めて重要な基礎的事実についてすら正確に把握できていなかったことは、■中学校が如何に事実関係の調査を軽視していたかを如実に示すものである。

イ 加害生徒及びその保護者への指導について

前述の通り、令和4年6月9日、■教諭、■教諭及び■教諭の3名で加害生徒から本件いじめ行為についての事情を聴取した際、加害生徒に本件いじめ行為は犯罪であり、暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、今後被害生徒とは一切かかわらないことを約束させた。また、スク

ールカウンセラーの[]は、同年9月20日、同年10月4日、同月18日、同年11月1日の4回にわたり、加害生徒及び加害生徒の母親を対象とした（11月1日は加害生徒の母親のみ）カウンセリングを実施している。

しかしながら、被害生徒やその保護者は、加害生徒に対して強い恐怖心を抱いており、加害生徒が本件いじめ行為を行った原因を究明した上、これを踏まえた適切な指導を速やかに実施してほしいと要望していたのであるから、スクールカウンセラーの加害生徒側に対するカウンセリングの開始が同年9月20日というのは遅きに失していると言わざるを得ない。

また、本事案においては、スクールソーシャルワーカーや医師等の学校外の専門家から意見を聴取したり、加害生徒に対する指導の関係で協力を仰いだりすることも検討すべきであったと考えられるが、そのような必要性を議論した形跡も見当たらない。

ウ 不登校解消に向けた取り組みについて

繰り返し述べているとおり、被害生徒側は加害生徒に対して強い恐怖心等を持っており、[]
[]不登校状態を解消するためには、加害生徒に対する恐怖心を取り除くことを最優先に考えるべきだったのではないかと。

この点、[]中学校は、加害生徒側からの申出に応じて加害生徒の登校自粛を認めたり、加害生徒の[]
[]被害生徒が登校する際にスマートフォンを学校に持ち込むことを許可する旨伝えたりする等、被害生徒の恐怖心等を和らげるための措置を行っており、不登校状態の解消に向けた努力を全く行わなかったわけではない。

しかしながら、[]中学校の対応は前述の通り、不十分であったと言わざるを得ず、更には、それらの対応に関する情報を被害生徒側に適時・適切に提供するなどの対応も不十分であった。

その結果、被害生徒は[]中学校が行った上記対応を全く評価しておらず、そもそも、これらの対応は加害生徒が学校に登校してくることを前提とした対応であると理解できるものであるから、[]中学校は被害生徒を守ってはくれないとの認識を生み、被害生徒をかえって絶望させるものであったとも考えられる。

[]中学校としては、本件いじめ行為が犯罪行為であると認識していたことを踏まえれば、加害生徒にはある程度の不利益はやむを得ないと考えるべきではなかったか。加害生徒の危険性を可能な限り除去するために被害生徒が[]中学校に登校した際に加害生徒と絶対に接触することがないようにする対応を検討し、被害生徒側の理解を得るよう努めるべきであった。場合によっては、出席停止等の加害生徒にとって厳しい対応をとることも検討されて良かったのではないかと思われる。

いずれにしても、[]中学校は、当初の段階から、本件いじめ行為に対する認識が甘く、このことが初期対応の遅れや杜撰な組織的対応に繋がったものと考えられる。そして、[]中学校は被害生徒も加害生徒も[]中学校に所属する生徒であることや、加害生徒にも教育を受ける権利を中心とする基本的人権があることへの配慮から、両者のバランスをとろうとし過ぎる余り、被害生徒側からの信頼感を醸成することに失敗したと言える。[]中学校としてはそのつもりがなくとも、被害生徒側から見れば、被害生徒ではなく加害生徒を守ろうとしていると思われるような対応となってしまったことが、不登校状態が解消されなかった大きな要因となったものと思料される。

2 上尾市教育委員会の問題点

(1) 学校に対する不十分な指導・助言等

本事案において、教育委員会は、[]中学校の組織的対応が極めて杜撰であったにもかかわらず、この様な状況を早期に把握せず、また、被害生徒の不登校状況が長期間に及んでいたにもかかわらず、[]中学校に対して適切な指

導・助言等を行わなかった。このような教育委員会の姿勢には大きな問題があったものと言わなければならない。

(2) 学校がいじめ問題に対処する際に参照すべき実践的マニュアルの不備等

前項で詳述したとおり、本事案において、■■■■中学校における組織的対応が極めて杜撰なものとなった要因として、学校がいじめ問題に対処する際の教育委員会としての対応マニュアルが整備されていなかったことが挙げられる。また、学校においても実践的マニュアルを整備するよう指導していなかったことも挙げることができ、この2点について教育委員会に対応の不備があったことは否定できない。

第5 再発防止に向けた当委員会からの提言

1 いじめ重大事態が発生した場合の対応について

(1) ■■■■中学校に対する提言

ア 「■■■■中学校いじめ調査委員会」実践的マニュアルの整備と教員への周知徹底等

本いじめ事案が不幸な結果となってしまった大きな要因の一つとして、前述の通り「■■■■中学校いじめ調査委員会」が全くもって機能していなかったことが挙げられる。学校は、本事案での教訓を踏まえた「■■■■中学校いじめ調査委員会」及び「いじめ問題対策支援チーム」の実践的マニュアルを早急に作成する必要がある。このマニュアルは、いじめ重大事態が発生した場合に、組織として対応するための実践的な対応マニュアルとなるものとするとともに、全教員に十分周知徹底を図ることが重要である。また、いじめ重大事態に対処するに際しては、詳細な記録の作成と保存も不可欠である。

更に、学校の管理職にあつては、いじめ重大事態が発生した場合、マニュアルによる対応を原則としつつも、各教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の対応状況等を踏まえ、随時役割分担等を見直すなど、適時適切なマネジメントが求められる。

イ 被害生徒及びその保護者への迅速かつ誠実な対応等

学校は、被害生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、その心情や要望の変化を丁寧に確認しながら迅速かつ誠実に対応していくことが大切である。その際、再三述べてきたように、基本姿勢である「学校はどんなことがあっても、加害生徒から被害生徒を徹底して守り通すという姿勢を持っている」ことを、言葉や態度で被害生徒やその保護者に示すことが大事である。

また、いじめの実態解明のため、被害生徒及び加害生徒への聞き取り調査を、慎重を期しながらも徹底して行い、その都度調査結果を被害生徒及びその保護者に報告することが重要である。

ウ 加害生徒への指導と支援

加害生徒に対しては、①丁寧な事情聴取、②行った行為の罪の重さの自覚と認識、および被害生徒に対する罪の重さと謝罪等の指導、③「いじめ」行為をなぜ行ったかという内省と自己理解およびサポート、の3点が必要である。これらを担任、学年主任、教頭及び校長、また養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーらの専門職も交えたチームとして対応する必要がある。①については、いじめが発覚したら速やかに、主に担任を中心に、加害生徒が本音や事情を正直に話しやすい空間で冷静に丁寧に聴くことが大切である。②については、加害生徒がいじめ行為に至った事情や背景、理由等を聞いた上で、被害生徒にとっていじめ行為がどれほど耐え難いものであるかを伝え、行った行為や被害生徒を傷つけたことの罪の重さを自覚させるべく、毅然と対応し、指導する必要がある。いじめ行為は犯罪行為であるとの理解の下、自分が加害者であることの自覚を持たせ、確かな反省を促す。また、いじめ行為が被害生徒をいかに傷つけ、またトラウマとして今後の人生において大きな影響を及ぼす重大なことであることを伝え、心からの謝罪を促す。③については、加害生徒が自身と向き合い、また行った行為の重大さ、罪深さに向き合い、内省し、なぜいじめ行為を行

ってしまったのかについて振り返ることを促すためには、スクールカウンセラー等によるカウンセリングや、家族調整などスクールソーシャルワーカー等専門家との連携も必要であり、場合によっては、専門的な介入等も必要となる。いずれにしても、加害生徒が十分な反省とともに不適切な行動の要因となっている問題に対して、その問題解消に向けて主体的に取り組めるようにサポートする必要がある、保護者との連携も適切にとって、いじめの再発防止に努めるべきである。

(2) 教育委員会への提言

ア 「学校いじめ調査委員会」実践的マニュアルの作成・配布と管理職へのスキルアップ研修の実施

教育委員会は、これまでのいじめ重大事態への対応状況を踏まえ、いじめ重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための、より実践的なマニュアル（手順やルール・各関係機関の役割・情報共有やフィードバック・記録の作成・保存等を明確化したもの）を作成・配布し、更には研修を実施するなどして、各学校に周知を図ることが急務である。

また、時間の経過に伴い変化する状況に適切に対応できるよう、校長のマネジメントスキルの向上や、学校の窓口としての教頭の保護者対応等について、具体的な事例を踏まえたより実践的な研修を実施する必要がある。

イ 被害生徒及びその保護者への誠実な対応

教育委員会は、被害生徒及びその保護者からの訴えを真摯に受け止め、教育委員会が積極的に学校を指導・助言するという姿勢を伝えることが大切である。その上で、被害生徒及びその保護者に対してその心情を丁寧に確認するとともに、第三者の立場から、被害生徒及びその保護者の心情に寄り添った連絡調整や、スクールカウンセラーをはじめとする専門家の派遣等の各種支援等を行う仕組みを検討する必要がある。

ウ 「学校支援チーム」の構成

本いじめ事案において、教育委員会の動きが緩慢であったことも否めな

い。いじめ重大事態が発生した場合の、教育委員会としての「対応マニュアル」を整備し、早い段階から学校を指導・支援することが重要である。その一環として、統一した方針をもって対応するため、更には学校と教育委員会の情報共有、定期的なフィードバック、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの十分な活用、記録の作成・保管等といった観点から、その学校に一定期間専門性を持った指導主事を配置（派遣）する必要があると考える。また、その業務を担える人材の養成も不可欠である。その上で、いじめ重大事態が発生した際には、前述の指導主事やスクールカウンセラー等からなる「学校支援チーム」を構成し、学校をバックアップできる体制を構築しておく必要がある。

2 いじめ再発防止に向けて（学校への提言）

(1) 教員への研修

いじめ問題は全ての学校における重要課題であり、「いじめの定義」について教員全員に正しく理解させることが不可欠である。そして、被害に遭っている生徒の視点に立って状況を把握するとともに、被害生徒の心の痛みを感じとる姿勢・感度を涵養することが重要である。学校は、個別の事例検討やモデル事例を用いて実践的な支援の工夫を学ばせるなど、教員の研修を充実させ、教員のいじめに対する基本的理解を深めるとともに、いじめの対処能力を高めていく必要がある。

(2) 「人権尊重」に立った生徒への指導

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないことを生徒に繰り返し伝えるとともに、生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する人権教育を一層充実させることが重要である。本事案においては、被害生徒がいじめに遭っていることを知っていた生徒がいたにもかかわらず、その生徒たちからの訴え（相談）がなかったことも、いじめの発見が遅れた要因の一つと言える。そのようなことをなくすためにも、日頃から互いを尊重する集団を作り上げ、“いじめは絶対に許さない”という

気運を学校全体で醸成することが不可欠である。

あわせて、道徳教育の充実はもちろんのこと、どんな行為が“いじめ”に当たるのかロールプレイングを行ったり、ソーシャルスキルトレーニングやアングーマネジメントを行ったりするなど様々な取組を工夫し実施していくことを望む。

(3) 「教育相談体制」の充実

生徒が日常の小さな悩みでも気軽に相談できる仕組みや体制を、今以上に充実・強化することが求められる。その為に、生徒と教員の信頼関係の構築はもちろんのこと、その上で、さわやか相談室や保健室を誰もが気軽に活用できる工夫や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在を周知することが大事であると考え。学校は、生徒が気軽に相談できる環境・体制を整えることにより、いじめを認知しやすくなり、その結果、早期対応・早期解決にもつながる。教員は生徒一人一人に対して平等に接するとともに、日頃から生徒の小さな変化に気づき、教職員間や保護者とも情報共有できる人間関係づくり、環境づくりが重要である。

(4) 専門職および専門機関の活用

本事案において「 中学校いじめ調査委員会」が機能していなかったことは前述の通りであるが、中でもスクールカウンセラー、更にはスクールソーシャルワーカーの関わりがほとんど無かったと言える。いじめ重大事態になった時点ではもちろんのこと、普段からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校外の専門家（機関）との連携・活用ができる体制を構築しておくことが必要であり、ケースによっては、警察や医療機関との連携・活用も必要である。更には、“いじめは犯罪行為にもなり得る”など生徒たちに正しい理解を促すため、スクールロイヤー等を活用した、教員対象の研修及び生徒対象の啓発授業等の実施も検討すべきであると考え。

(5) いじめの予防教育プログラムの導入

いじめの早期発見、迅速な対応とともに、そもそもいじめが起きないように

するための教育及び学校運営に取り組む必要がある。いじめが起きないようにするためには、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つことと、児童生徒主体のいじめ防止に向けた取り組みが必要である。

その一例として、ピアサポートプログラムの導入が挙げられる。ピアサポーター養成講座では、コミュニケーションスキルやトラブルへの対処方法、自分を理解し他者を理解するプログラムなどを通じて、自分を受け入れ、他者を受け入れていく力を養うことができ、また、生徒同士が支え合い、学び合うことを通じて思いやりの気持ちを育むことが可能である。

今後、誰一人いじめ被害に遭う生徒を生まないために、いじめが起きない学校づくりに向けた取り組みとして、具体的な予防教育プログラムの導入も検討すべきである。

第6 結びに変えて

本いじめ重大事態に係るいじめ行為は、主に下校時に学校外で行われたものであり、また、被害生徒の保護者でさえ被害生徒が3年生になってから担任に申告するまで気付くことができなかったことを考えると、学校としても早期に認知することは困難であったことは理解できる。

しかし、その後の対処において、学校や教育委員会がいじめの事実、被害生徒の苦悩に真摯に向き合い、被害生徒やその保護者の心情に寄り添って適切な支援を行うことができれば、もう少し違う結果になっていたのではないだろうか。学校のいじめに対する理解の甘さと、学校及び教育委員会が形式的な対応に終始した結果が、被害生徒の今後の人生に大きな影を落とすことになってしまった。学校及び教育委員会はそのことを十分理解したうえで、本調査を踏まえ、二度と同じような事案が起こることのないよう、真摯にいじめ問題に対応する努力を重ねられることを願うばかりである。

以上

上尾市いじめ問題調査委員

	氏名	職業	備考
1	大澤 一司	弁護士	委員長
2	平山 優美	精神科医師	
3	相川 章子	大学教授	副委員長
4	森田 直樹	元中学校校長	
5	和氣 昭祐	僧侶	

